

歳入の確保に向けた取り組み状況

1 債権徴収率の向上

(1) 計画的な債権管理の推進

平成27年4月に施行した債権管理に関する条例に基づき、毎年度、徴収計画を策定・公表することで、督促、催告、法的執行までの手順をルール化するとともに、迅速に法的回収手続きに移行するなど、計画的な徴収に努めています。

(2) 債権現年度徴収率の推移

財政健全化推進計画において目標としている現年度徴収率99%の達成に向けて、徴収率の向上を図っています。

年度	H24	H25	H26	H27	H28
現年度徴収率	97.5%	97.7%	97.8%	98.0%	98.2%

2 未活用地の有効活用

市の事業に活用する予定のない土地については、原則として売却することとし、可能な土地から順次、売却を進めています。

年度	H25	H26	H27	H28
売却実績	約3億円	約8億円	約2億6,000万円	約4億6,000万円

3 受益者負担の適正化

財政健全化推進協議会及び財政健全化推進市民会議等において、公の施設の利用に伴う使用料や、公的サービスに伴う手数料など、受益者負担のあり方について、協議しました。今後、公共施設の見直し等に併せて、受益者負担の適正化についても検討を進めます。

4 人口増加による市税収入の増

人口が増加に転じた平成25年度以降、市民税の納税義務者数及び課税額も増加傾向が続いています。

(平成29年度のみ6月1日現在)

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29
個人 市民税	納税義務者数	130,876人	131,775人	132,593人	133,532人	135,391人	137,639人
	課税額(千円)	15,211,222	15,369,984	15,281,396	15,446,013	15,752,937	15,852,000